

## だて歴史文化ミュージアム条例の制定 に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「だて歴史文化ミュージアム条例の制定」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	だて歴史文化ミュージアム条例の制定		
募 集 期 間	平成29年12月14日（木）から平成30年1月12日（金）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	7 件 （ 3 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既掲載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	7 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		1 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		2 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市教育部生涯学習課文化財係（第2庁舎2階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線513） FAX番号 : 0142-23-1084 Eメール : bunka@city.date.hokkaido.jp		

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>今後の施設運営に関し気がかりなことがあり、意見を提出したい。</p> <p>伊達市開拓記念館は、北海道において武家文化財など特異な郷土資料館として来館者を楽しませてきた。しかしながら、こうした展示観覧中心の施設の多くは一応の目的を果たしているとは言え、住民のために活用されているかということになると必ずしもそうとは言えないのが実情かと思われる。60年程も昔建てられた本市開拓記念館においては全く同様と言えよう。こうした考えでつくられた施設は、どんなに立派でインパクトの強い施設であっても一度足を運べばニーズはほぼ満たされ、何度も利用したい欲求を起こさせることはない。利用者の一過性とも言うべ構造的制約を基本的に内包しており、観光客など外部からの利用は見込めても住民主体の利活用、学習意欲を重視する観点からは大きな課題、問題が残るのではなからうか。</p> <p>近年国内では、学習機能を採り入れた郷土資料館・博物館が相次いで建設されるようになってきており、宮城県の姉妹都市においても郷土資料の展示を核としながら新しい文化創造の「学習の場」と位置付け、文化活動拠点として町民に開放する理念、思想をもって建てられ、住民が友の会など学習団体を組織して郷土資料を観るだけでなくそれらを生きた教材として様々な学習や幅広い文化活動を日常的に展開しているのである。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>だて歴史文化ミュージアムでは観光客だけではなく、市民にも何度でも足を運んでもらえるような展示を行う予定です。例えば、伊達市の歴史と文化を紹介する展示では、所蔵する文化財を数か月ごとに入れ替えて、いつ来ても違うものがみられるような工夫をします。</p> <p>更に、他の機関から借用した文化財を期間を限定で公開する特別展を開催するなど、魅力的なテーマの展示によりリピーターを獲得する方針です。</p> <p>また、ものづくりなどの体験学習や、資料に触れて考える「ハンズオン展示」など、学習機能を取り入れた運営を予定しています。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-2	<p>本市の新施設（ミュージアム）の運営形態が今後どう展開されるのかまだ具体的な内容は知らないが、当施設の建設に当たっては第一回総合文化館検討会議の建設に関する基本方針の協議のなかで、「利用者のターゲットは市民なのか、それとも観光客なのか？」との問いに「市民の利用者を基本として考えていますが、地域に徹底してこだわることは、観光客にも魅力あるものになると考えています。」と事務局が答弁している。</p> <p>新しい施設の運営については、何と言っても類い希な展示内容を誇るため上記答弁は決して後退させることなく、是非学習機能を探り入れて住民だれもが自由に伊達地方の歴史文化等を身近かに学ぶことのできる郷土資料館・博物館をめざすべきと考える。</p> <p>これまでの展示観覧一辺倒の方式に追随することなく、新しいミュージアムを施設本来のあり方に近付けることよって初めて魂が入り、住民が主役となる施設の利活用と新しい地域文化の醸成を図る土壤がそこで漸く整うことになるのではないだろうか。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>市民により利用していただけるよう、ミュージアムの業務には、展示以外にも、講座や体験学習会の実施も含まれており、体験型・参加型の施設を目指しています。</p> <p>また、本館1階のインフォメーション・ライブラリースペースでは、伊達市の自然・歴史・文化・芸術等に関する書籍を配架し、誰もが学習に利用できるようにします。さらに学校教育における利用はもとより、幅広い世代の住民にとっての学習の場となることを目指します。</p>

## ◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの  
【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの  
【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	<p>「インフォメーション・ライブラリースペース」の利用料金について 市民のコレクション等の展示を目的とするこのスペースの利用料金については「条例の制定について」【概要版】にはふれられていないが、利用料金についていかがお考えでしょうか？施設使用料金の別表第3で規定され有料となっています。ライブラリースペースも施設の一空間を使用するので、前記の「施設使用料等」とのかねあい等から、一定の料金設定をしてもよいのではとも思いますが！</p> <p>市民活動センターも一定の使用料金が設定されており、これら公的施設との関連上からも有料・無料の検討はされたのでしょうか？</p> <p>このライブラリースペースがどのくらいの面積があるのか、図面からは判断できなかったのですが、6～8畳間程度のスペースと仮定すると活動センターの一室の面積に近いのでは。</p> <p>私見ですが一定の料金を（有料化）支払ってもしかるべきと考えます（低料金）がいかがでしょうか？</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>ミュージアム1階のインフォメーション・ライブラリースペースは、誰もが無料で利用できる学習スペースです。また、このスペースは修学旅行生などの団体が来館した際に、一時的な集合場所ともなりますので、貸出しは行わないこととしています。</p> <p>文化・芸術・学術等に関する催し等は、宮尾登美子記念アートホールを有料（1日：10,000円）でお貸しできるようにしております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-1	<p>「迎賓館」「三戸部家」について 「本館」に組み込まれているという前提 でしょうか？宮尾登美子記念ホール も含め、“別館”が多くなるので、文 化財をきちんと守れるような管理体制 がなされるよう職員の体制を熟考して ください。</p>	<p><b>【 その他 】</b> 迎賓館と旧三戸部家住宅は、ミュー ジウム施設とは別の位置づけとなりま すが、それぞれ指定文化財であります ので、ご意見も踏まえ適切な文化財保 護と快適な施設サービスを提供できる よう、体制については十分に配慮して まいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-2	<p>現状だと、一般の人は藍染めの利用が主になると思いますが、利用方法についてのルールを明確にしておくことが大切だと思います。水道料金やゴミ処理費用、利用時間など、運用開始後に支障がないように十分な検討をお願いします。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>施設利用について、体験学習館(藍工房)の使用料金には、藍染の際に必要な水道使用料が含まれています。利用時間については条例の施設使用料に記されている時間区分での利用となります。</p> <p>また、ゴミ処理や料金については、利用者にわかりやすくパンフレット等に明記いたします。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-3	<p>宮尾登美子記念ホールは愛称を募集して、市民に身近な名前にする方が良いと思います。文学的な利用よりも美術的な利用を主軸に想定しているようですので、施設のイメージがつきやすい愛称を検討してはいかがでしょうか。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>ホールの命名については、ここに宮尾登美子文学記念館があった証と宮尾先生のこれまでの功績に敬意を表し、あえて宮尾の名前を残し命名いたしました。</p> <p>なお、施設のイメージが伝わりやすいように「アート」を加えることとし、「宮尾登美子記念アートホール」とすることにしました。愛称をつけることは考えておりませんが、単に「アートホール」と略していただければと考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-4	<p>収蔵庫にある資料について、一般市民の閲覧は想定されないのでしょうか？道立文書館のように、職員の管理の元、閲覧できるなど、地元郷土史研究者へのご配慮を期待します。</p>	<p><b>【 その他 】</b>                      収蔵庫に収める資料も貴重なものであることから、職員立ち合いで閲覧していただく必要があります。職員の業務上の都合もありますので、事前にお申込みいただき、日程調整の上、閲覧可能なものは要望にお応えできるようにしたいと考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの